

令和2年8月18日

〒150-8550

東京都渋谷区渋谷1-10-10 ミヤマタワーB1F  
ジャニーズファミリークラブ 御中

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海  
理事長 杉浦市郎  
(連絡先) 〒464-0075 名古屋市千種区内山三丁目28番2号  
KS千種ビル6階F  
事務局長 野澤厚美  
TEL : 052-734-8107 FAX : 052-734-8108

## 要 請 書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当法人は、消費生活に関する情報の収集及び提供、消費者の被害の防止及び救済などを目的とし、平成22年4月14日に消費者団体訴訟制度の適格消費者団体として消費者契約法13条の内閣総理大臣の認定を受けている特定非営利活動法人（NPO法人）です。

先般、貴クラブに対しては、当法人から申し入れを行いました。その際には真摯にご対応いただき誠にありがとうございました。

さて、今般、貴クラブがファンクラブ会費の納入に使用しているページの運用につき、消費者の利益を害しているのではないかとの情報提供があり、貴クラブのページの運用（又はその表示）につき、別紙の通り要請いたします。

つきましては、ご多用のところ大変恐れ入りますが、貴クラブにおける本要請への対応につきまして、ご検討の上、令和2年9月18日までに上記連絡宛てに、書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、本要請の内容、貴クラブからの回答の有無及び回答内容、本要請以降の経緯・内容等については、消費者被害防止の観点から、当法人ウェブサイトその他適宜の方法により公表することがありますので、その旨申し添えます。

敬具

(別紙)

## 要請事項

### 1 要請の趣旨

ファンクラブ会員契約更新の際、会員向けのペイジーの支払案内については、**ペイジー収納サービスに休止期間があること及び各金融機関によって利用できない時間がある旨**のアナウンスをして下さい。

### 2 要請の理由

貴クラブの会員契約更新については、会員に対して、ペイジーを利用した手続きが案内されております。当該案内には、支払期限内に入金が確認できない場合は会員資格が失効することと、更新時期については「●月●日 23:59」と記載されております。

上記記載の内容から、23:59 まで更新手続きができるものと誤信した会員が、実際に更新期限日の 23:35 頃にペイジーを利用して支払いをしようとしたところ、**当該金融機関のペイジー利用時間外だったため**ペイジーの利用ができず、会員資格を喪失したという情報提供がありました。また、**ペイジー収納サービスには、年3回ではありますが、定例の休止期間も**ございます。

貴社におかれましては、更新期限の3か月前から更新手続きの案内を行っていることは承知しておりますが、このような事故を防ぐため、会員向けの更新手続きの案内には、**ペイジー収納サービスには休止期間があること及び金融機関によってペイジーが利用できない時間がある旨**明記するなどの方法をご検討下さいますようお願い申し上げます。